

平成 23 年度会計監査人の任命について

平成 20 年度から、財務諸表について会計監査人の監査が義務づけられ、大手 3 社によるプロポーザルを実施した結果、「新日本監査法人」（平成 20 年 7 月 1 日に「新日本有限責任監査法人」に名称変更）を選定し、平成 20 年 5 月 13 日、第 1068 回経営委員会で新日本監査法人を会計監査人に任命した。

プロポーザルによる監査法人の選定は 5 年ごとを予定しており、平成 23 年度については、22 年度に引き続き「新日本有限責任監査法人」を会計監査人として任命する。

放送法 <関連条文抜粋>**(財務諸表の提出等)**

第40条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

(会計監査人の監査)

第40条の2 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の任命)

第40条の3 会計監査人は、経営委員会が任命する。

2 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
- 二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前項に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第40条の5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第40条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

公認会計士法 <関連条文抜粋>

第34条の11の3 監査法人は、大会社等の財務書類について第2条第1項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の7会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について当該社員が監査関連業務（第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第34条の11の5までにおいて同じ。）を行った場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはならない。

第34条の11の4 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この項において「上場有価証券発行者等」という。）の財務書類について第2条第1項の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者（以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。）が上場有価証券発行者等の5会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。

2 前項（次条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の大規模監査法人とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

平成22年度 監査委員会と会計監査人との意見交換会

開催日程	内 容
(21年度第4回) 22年4月12日(月)	平成22年1～3月の監査実施概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引プロセスの運用テスト ・ アナログ放送用固定資産の償却及び資産除去債務への対応 ・ IT全般統制の評価 ・ 連結決算における監査手続 ・ 会計上の決算方針の確認
(第5回) 22年6月7日(月)	平成21年度財務諸表に対する監査報告書の説明
(22年度第1回) 22年7月26日(月)	平成22年度監査計画書の提出・説明
(第2回) 22年11月8日(月)	平成22年7～9月の監査実施概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社的なリスク評価 ・ 取引プロセスの評価 ・ その他の検討項目 ・ IT全般統制の評価 ・ 連結決算における監査手続(関連団体5社へ往査) ・ 前年度からの検討事項について ・ 新会計基準への対応
(第3回) 23年2月7日(月)	平成22年10～12月の監査実施概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務プロセスの評価 ・ その他の検討項目 ・ 半期決算について ・ 内部監査室との連携 ・ IT全般統制の評価 ・ 連結決算における監査手続
(第4回) 23年5月9日(月) (予定)	平成23年1～3月の監査実施概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務プロセスの評価 ・ IT全般統制の評価 ・ 連結決算における監査手続 他
(第5回) 23年6月(予定)	平成22年度財務諸表に対する監査報告書の説明